



## 《報告》

## 大阪地裁で原告全員を水俣病と認める判決

弁護士 寺内 大介



2023年9月27日、大阪地方裁判所は、原告128名が国、熊本県、チッソに、450万円の賠償を求めて提起した訴訟（ノーモア・ミナマタ第2次近畿訴訟）で、一人あたり275万円を被告らが連帯して支払うよう命じる判決を言い渡した（曝露時期が昭和35年1月より前で終了する6名は、チッソのみ）。

## 特措法の不合理な運用

2009年に施行された水俣病被害者の救済及び水俣病の解決に関する特別措置法（以下「特措法」）では、水俣湾周辺の魚介類を喫食したことを要件としたため、熊本県水俣市、芦北町、鹿児島県出水市など一部の地域以外に居住していた者の多くや、1969年以降に出生した者は、水俣病を発症する程度のメチル水銀曝露が認められないとして、症状の検診もすることなく救済対象外とされた。また、申請者が相次いでいたにもかかわらず、2年3ヶ月で受付を締め切られたため、申請できない者も多く残された。



2023. 9. 27 大阪地裁前勝訴の旗出しがされた  
(写真：筆者提供)

こうした特措法の不合理な運用で取り残された患者が提起した近畿訴訟には、不知火海沿岸から近畿地方に転居したため特措法のことを知らず申請に至らなかった原告89名も含まれていた。

## 疫学的研究を重視した判決

判決は、「津田敏秀教授による寄与危険度割合の算定結果には相当高い信頼性が認められ、明らかな疫学的因果関係を示すといえ、法的因果関係を判断する上で重要な基礎資料となる」「全身性感覚障害についても、高い寄与危険度割合が導かれる」「新有病率調査に基づき、四肢末梢優位の感覚障害及び全身性感覚障害について、姫戸地区、宮野河内地区及び長島地区を曝露地域とし、奄美地区を非曝露地域として算定すると、高い寄与危険度割合が導かれる。この結果は、共通診断書<sup>\*</sup>取得と同時期に、かつ共通診断書検診と同様の判定基準に基づいて行われた疫学調査によっても、高い寄与危険度割合が導かれることを示し、疫学的因果関係の信頼性を補強する」とした。

また、「衛藤医師らがいう障害パターンが確認できない場合に、メチル水銀への曝露による感覚障害等の可能性を否定する根拠は不十分である」から、「衛藤医師らの見解を基に、感覚障害のみの水俣病の頻度が低いとの結論を導くことはできない」とした。

## 他原因と症候の変動

四肢末梢優位の感覚障害を発症させ得る他原因であ

る糖尿病性多発性ニューロパチー及び変形性脊椎症については、「疫学的に、メチル水銀曝露を受けた四肢末梢優位の感覚障害の有症者のうち専ら他原因に起因する割合は非常に低い」とした。また、「症候が経時的に一定程度変動することは、直ちに器質性疾患としての水俣病を否定するものではない」とした。

## 共通診断書の信用性

「共通診断書検診は、水俣病の典型的症候及び他原因との鑑別の有力な手がかりとなる事項を対象としたものであり、担当医師に対する指導を行うなど、神経学的検査及びその評価を適切に行えるような配慮の下に行われたものといえる」として信用性を認めた。

## メチル水銀汚染の地理的範囲

「毛髪水銀値の調査結果によれば、不知火海沿岸各地には、毛髪水銀値が水俣と匹敵するか、それ以上の水準の地域もあり、そうでない地域であっても、有病割合が高くなることを指摘されている水準を上回る者が多かったと認められ、水俣病を発症し得る程度の曝露が広範囲に広がっていたと推認される」「特措法の対象地域外である姫戸町、倉岳町、新和町、河浦町宮野河内地区、旧長島町、阿久根市及び山野線沿線でも、不知火海で獲れた魚介類を継続的に多食したと認められる場合には、水俣病を発症し得る程度にメチル水銀を摂取したと推認するのが合理的である」とした。

## 昭和44年以降の汚染状況

「少なくとも水俣湾の仕切り網が設置された昭和49年1月までの時期に、水俣湾又はその近くで獲られた魚介類を多食した者は、感受性の程度によっては水俣病を発症し得る程度にメチル水銀を摂取したと推認するのが合理的である」とした。

## 本件患者の水俣病罹患の有無

原告らは、「不知火海の魚介類を継続的に多食することによって、水俣病を発症し得る程度にメチル水銀を摂取したと認められ、四肢末梢優位の感覚障害又は全身性感覚障害が認められ、かつ、他原因によってこれらの症候を説明することができないから、水俣病に罹患していると認められる」とした。

## 除斥期間を診断時から起算

除斥期間の起算点については、「神経学的検査等に基づいて水俣病と診断された時、すなわち共通診断書検診が行われた時」とし、本件患者らの中に、「除斥期間を経過した者はいない」とした。

## 熊本地裁判決で解決を

2024年3月22日、熊本地裁でも同様の判決が言い渡されると思う。高齢化した原告らが生きていうちに救済されるよう引き続きご支援をお願いします。

※共通診断書：2004年水俣病関西訴訟最高裁判決を受け、医師有志らで討議し、水俣病被害者の早急な救済、公平性を図ること、被害実態の解明に資することなどを課題として、2006年に作成。

## 《論説》

百間排水溝(口)樋門と、  
その周辺を歴史的遺構(跡)として残そう！水俣の歴史的遺構を残す会  
(水俣学研究センター客員研究員) 山下善寛

## 百間排水溝(口)樋門について

百間排水溝(口)樋門撤去問題で、一躍百間排水溝(口)がクローズアップされた。

水俣病を発生させた原点であること、どこにあるか？など、水俣を訪れた人は知っているが、知らない人が多いのではないのでしょうか。水俣の現地を訪ねていただくのが一番だが、チッソ水俣工場新聞に「一日に二度の勤め」の見出しで記載されている記事の一部を紹介します。「百間港堤防の中ほど右道路下に約40坪位の建物がある。汽水課の百間排水ポンプ室である。ここは工場排水と市の下水が一緒になって流れるたった一つの排水口である。堤防には長さ7～8間位の大きな市の水門があって干潮時にはこの水門から海に流れているので問題はないが、満潮時には海面より排水口が低くなるため水門を閉め、このポンプ室でポンプを動かし排水しなければならなくなる(以下略)」(昭和35年6月号より)

## 樋門撤去に関する、行政、患者団体、市民の対応

百間排水口樋門撤去問題は、2022(令和4)年4月16日に水俣市上下水道局長が百間排水ポンプ場の放流堰先にあるブラップゲートの保護表面に亀裂が見られるので調査するよう職員に指示し、職員が現地で確認した結果、ゲートは木製でFRP(強化プラスチック樹脂)を塗布してあり、そのFRP部分が裂け、中の木板が腐食し一部壊れている、ゲート前にある足場も表面保護が剥がれてきていることを確認。その後資料を確認し、腐食が今後も進むこと、また下水道施設として影響がないことから「今回復旧は行わず撤去することを決定し、令和5年度予算に349万円を計上」。令和5年3月議会に提案して承認された(水俣市から詳しい説明はなく、水俣市議員は撤去が含まれていることに気づかなかった)。

ところが6月13日に、「工事のため片側通行」との立て看板を見た市民から「樋門が撤去されるらしい」との連絡を受け、水俣病患者・支援者連絡会の仲間が現場を確認し、翌日上下水道課を訪ね、百間排水溝(口)の樋門の撤去をすることが明らかになった。

早速、胎児性水俣病患者、支援者が水俣市に対し「撤去ではなく現場保存」を申し入れ、水俣病語り部の会も「老朽化対策をした上で現場保存」の要望書を提出した。しかし水俣市は7月1日、樋門の撤去工事を試み、市民の「抗議の座り込み」で着工を見送った。

このような中で、水俣市と市民団体は3回の話し合

いを行ったが平行線。7月5日、熊本県知事が記者会見で、「百間排水口について水俣市と保存で協議する」と発言した。その後樋門撤去のニュースは全国に広がり、日本環境会議や有識者会議が、水俣市長に「百間排水口樋門撤去の撤回を求める緊急要望書」や「百間排水口を歴史的遺構として現場保存を求めるアピール」を提出。これらを受け、熊本県、水俣市、水俣の歴史的遺構を残す会は「今後の進め方」について協議した。その結果、熊本県が「百間排水口については文化財としての位置づけの可能性も見据え、現場保存を前提に検討・具現化していくことを約束」し「覚書」を提案。8月1日に熊本県知事が定例記者会見で「被害者団体と話し合い合意」を表明し、水俣の歴史的遺構を残す会も「詳細は今後の話し合いで詰めていく」ことで合意。この合意を受け8月16～25日に樋門4基を取り外し、現在、熊本県環境センター(水俣市)に保管されている。なおその後、水俣市の9月議会で2名の議員が水俣市の主体的な取り組みや歴史的遺構(跡)について質問したが、合意には至っていない。



樋門が取り外された百間排水口(写真：2023年10月1日 筆者撮影)

## 今後の課題と問題点

行政と市民が、百間排水口樋門を含む周辺を歴史的遺構(跡)としてどう残していくのか。また保管されている樋門を、修理するのか・造り変えるのか？元の場所に残した場合、構造的な問題が生じないか？歴史的遺構(跡)、文化遺産、産業遺産など、残し方の問題。また現在県主導で進められている進め方を、水俣市、市民、専門家がどう係わるかなど課題は多い。今後も話し合いを続けるが、全国の皆様のご理解とご支援をお願いしたい。

## 《論説》

# 新たな公害 —PFAS (有機フッ素化合物) による環境・人体汚染

水俣学研究センター長 中地重晴  
(熊本学園大学社会福祉学部)



## はじめに

新たな環境汚染物質として、PFOS、PFOAが2020年4月に水道水質基準管理項目に、5月には水質環境基準監視項目に加えられた。測定結果が公表されるようになり、新たな公害問題として、全国各地で社会問題になっている。

## PFASとは

有機フッ素化合物(化学的に最も結合力の強い炭素とフッ素結合を多数含む化合物)の総称で、4,500種類以上ある。その中で、毒性の強いものはPOP's条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)で規制されている。PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)は2009年5月に付属書Bに、PFOA(ペルフルオロオクタン酸)は2019年5月に付属書Aに、PFHxS(ペルフルオロヘキサンスルホン酸)は2022年6月に付属書Aに追加され、製造、使用、輸出入を原則禁止する物質に指定された。

日本では、PFOSは2010年4月から「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下、化審法)」で、第一種特定化学物質に指定され、原則(用途の制限)製造、輸入が禁止され、2018年4月の化審法改正により、日本国内での製造、使用が禁止された。PFOAは2021年10月から、PFHxSは2023年10月から化審法で製造、使用が禁止された。

これらは水や油をはじく、熱に強い、薬品に強い、光を吸収しない等の特徴的な性質を持ち、撥水剤、表面処理剤、界面活性剤、乳化剤、消火剤、コーティング材等に用いられた。身近なものに、フライパンや鍋等のテフロン加工があり、過去にはスキーウェアなどの撥水スプレー、ファーストフードの包装紙のコーティング剤として使用していた。

井戸水、河川水や水道水の汚染源としては、EUでは工場、産業廃棄物最終処分場、下水道排水、軍事基地や民間空港でのAFFF(水性膜形成泡)消火剤の使用とされている。

## PFASの毒性

急性毒性としては、目、皮膚、気道への刺激性があり、慢性毒性としては、肝臓や免疫系への影響があるとされ、炎症性腸疾患、クローン病、潰瘍性大腸炎とも関連する。人に対する発がん性(腎臓、精巣がん)の可能性や生殖毒性のおそれもある。内分泌かく乱物質として、甲状腺疾患を引き起こすとされる。

生物学的半減期はPFOSが5年、PFOAが2~4年と長く、体内で蓄積していく。年々リスク評価が厳しくなり、EUではTWI(耐容週間摂取量)はPFOS13ng/kg/週、PFOA6ng/kg/週と提案されている。日本の

水質評価では、それぞれでTDI(耐容一日摂取量)20ng/kg/日がいわれている。

## 深刻な環境汚染

2020年5月、水質環境基準監視項目にPFOAとPFOSの合計50ng/Lという目標値(暫定値)が設定された。それに先立って、2019年度に環境省が全国一斉調査を実施した。全国171地点の河川水を調査し、37か所(千葉、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、奈良、福岡、大分、沖縄)で目標値を超えた。環境基準健康項目で基準を超えている地点は鉛やヒ素、ダイオキシン類では、全国で数地点以下なので、単独項目では、最も超えている物質といえる。

2013年度から開始された沖縄県企業局の調査で、嘉手納基地と普天間基地から泡消火剤が流出したことによるPFOSとPFOAの環境汚染が明らかになった。東京都では2011年から調査していたが、地下水を原水とする多摩地域の水道水が指針値を超えているため、地下水のくみ上げを停止し、多摩川、利根川等河川水に切り替えた。

その後、自治体でも独自に調査するところが増加している。2022年度に熊本市が河川水と井戸水(地下水)を調査した。河川水は5か所中、井芹川(尾崎橋)で28ng/L、坪井川(上代橋)で11ng/Lが検出された。井戸水では40か所中2か所、北区(植木轟)で110ng/L、中央区(白川)55ng/Lで水道水質の指針値を超えた。厄介なことに河川や地下水の汚染源については不明とされ、熊本市は調査を継続している。熊本県も今年度、調査にとりかかると発表している。

## 人体汚染も明らかに

2021年に、ダイオキシン環境ホルモン対策国民会議の依頼で、筆者が中心となって、多摩地域(国分寺、府中)の住民の血中PFAS濃度を測定する調査を実施した。試料数は少なかったが、長期間指針値を超える水道水を飲用してきた住民の血中のPFOS濃度の平均値は、全国平均の1.5~2倍程度だった。PFOA濃度はやや高めであった。PFHxS濃度の平均値は全国平均よりかなり高いことが分かった。中にはドイツのバイオモニタリング指針値(HBM-II)を超える者もいた。この値は健康影響があると考えられるレベルであり、緊急に曝露低減策をとる必要があるとされている。

2022年からは、沖縄、多摩、大阪等で、京都大学医学部の協力で、血中PFAS濃度を測定する住民運動が取り組まれている。アメリカ、ドイツの基準値を超える者が多数みつき、被害の実態を把握し、拡大防止の対策を講じる必要性がある。

## 《報告》

## 71年事務次官通知をめぐる

熊本学園大学特命教授  
(水俣学研究センター研究員)

高峰 武



水俣病事件史の中で、加害企業チッソに劣らず大きな存在であったのが、国である。それはある意味、国家という一つの意味を持った「生命体」としてであり、行政という側面では最高意思決定としての行動であった。ここではその国にあって、事件史で三つの大きな意思決定にかかわった一人の官僚、古川貞二郎氏について触れたい。

古川氏は自社さ連立の村山富市内閣から小泉純一郎内閣まで8年7カ月、事務方トップの内閣官房副長官を務めた人である。これは歴代2位である。古川氏は佐賀県出身、九大卒。長崎県庁から厚生省に入ったが、厚生省時代は1968年の政府による統一見解、いわゆる公害認定、そして環境庁時代は1971年の環境庁の事務次官通知、いわゆる昭和46年次官通知、そして内閣官房副長官時代は1995年の政府解決策に関与した人物である。

古川氏は2022年9月、87歳で死去したが、筆者は2018年12月、内閣官房副長官を辞した古川氏に対して東京・麹町の事務所でインタビューを行った。上記の三つの出来事で、どんなことが話し合われ、どんな思いで決定を行ったかを聞くことがインタビューの狙いだった。インタビュー全体については近くレポートをまとめる予定だが、この稿では1971年の事務次官通知をめぐるその骨子のみを報告する。

【71年通知を出した時、古川氏は環境庁公害保健課の課長補佐で事実上の責任者だった。環境庁は71年8月、認定申請を棄却された川本輝夫氏らが決定を不服として行政不服審査を申請していたのに対して、棄却処分を取り消す裁決を行うとともに、水俣病の認定に当たっては「否定できない場合」や「特徴的な症状が一つでもあれば」認定とすべき、とする事務次官通知を出した(71年通知)。以下はインタビューでの古川氏の答えである】

「新設の環境庁にふさわしいテーマだった。新潟に比べて熊本の認定は厳しかった。新潟は視野が狭くない人が37%も認定されているのに、熊本は100%。熊本は4つ(の症状が)揃わないと誰ひとり認定していない。そこを変える必要があった。法制局のほか、東京の研究者とも相談。ほかの要因がない限り、一定の症状があれば認定と考えた。排除するより救済しよう。そうでない人が紛れ込むことがあるかもしれないが、本当の水俣(病)の人を排除するよりいいという考えだ。庁内に異論はなく、(これまでの経

緯もあるので)事務次官の謝罪も入れた」

しかし、この通知はその後、古川氏らが意図した方向とは別の方向となった。一つは記者会見で、大石武一環境庁長官が記者の質問に答えて「疑わしきも救済」と認めたことがある。記者の質問に「まあ、そうだね」と追認したのだが、「否定しえない場合は認定」とした通知の趣旨が一般的な受け止めでは変わってしまった。これまでのやり方を否定されたと感じた熊本の認定審査会委員が激怒。委員の多数が辞任を表明する騒ぎとなった。このため古川氏は急きょ熊本に飛んできて説明したが、本人の言葉では「ぼこぼこにやられた」という。

結局、何回かのすり合わせの後、次官通知の解説書を出すことで折り合うのだが、解説書にはこれまでの水俣病の定義や症状などをまとめた「佐々委員会」(1970年)の結論が引用された。つまり大きな変化はなかったことになったのである。古川氏は「審査会の委員を辞められたら(認定業務が進まずに)困るから、ほかに手はなかった。お手上げでした」と振り返った。結局、委員の辞任騒ぎで、71年通知の精神は生かされなかったことになったが、この時、思い切って委員の交代などがあっておれば認定審査会のありようは随分変わったのかもしれない。変わるチャンスを失したという言い方もできるだろうが、インタビューでは古川氏が「その後、患者は増えたでしょう」と語ったのが逆に印象的だった。つまり一定の門戸開放にはなった、という認識だったのである。古川氏の実務家的側面を見た思いがした。

もう一つ印象的だったのは、古川氏が、「行政救済の認定と補償は別」、「法は補償ではない」と何度も繰り返したものの、「熊本では受け入れてもらえなかった」と語ったことだ。当時は救済法の時代だが、この古川氏の発言を、熊本の審査会では認定と補償がダイレクトに結びついていたことの証左ではないか、と筆者は聞いた。認定は行政行為なのだが、実情は、行政はその判断を医学に丸投げし、医学は補償も頭の隅に置きながら審査をやっていたのではないか、それをうかがわせるに十分の言葉であった。

水俣病史の「認定」のスタートは1959年の見舞金契約の受給資格者を定めるためである。見舞金契約は1973年の水俣病一次訴訟判決で「公序良俗違反で無効」とされた代物だ。その判決から今年50年である。

## 《報告》

## 40年続いた天草環境会議を振り返って

天草環境会議実行委員 野口昭信



1980年代、日本各地においてエネルギー等の大型開発が推進されていました。熊本県天草郡苓北町においては、石油備蓄基地建設の話が出て、その後九州電力の苓北石炭火力発電所：140KW（以下苓北火電）建設する話が持ち上がりました。1980年九州電力と熊本県から苓北火電建設の申入れがあり、町長が受入れを表明したことから、建設の賛否をめぐって町を二分する異常な事態となっていました。

農家や漁家の人たちは、周りでの反対運動が広がる中で苓北火電の問題点について少しずつ気づき始め、石炭火力発電所の先進地へ視察に出かけるようになっていきました。1981年、苓北町においてはじめて地元農家のトラクターを先頭に大規模なデモがおこなわれ、このころから反対運動が大きく広がっていきました。

1982年労働者の中で環境問題に関心をもつ人たちによって研究会が作られ（1984年に天草の自然を護る会（個人会員1,200名、27団体）として発足して第2回以降主催団体となる）、石炭専焼火力発電所の問題点を学習・論議する中で、県内各地において学習会や反対集会を開催しながら研究者・学者との連携模索していました。この取り組みが県内における熊本県総評を中心とした労働団体を動かし物心に渡り支援を受けることになりました。

また、1982年には、地元の若手農家が「自然と命のフェスティバル」を開催し、翌年には熊本県総評青年部主催の平和友好祭と共同開催されるなど苓北火電に対する関心が熊本県下に広がっていきました。

このような中で1983年4月、日本環境会議が水俣市で開催され、「九州における石油・LNG備蓄、石炭火力・原子力発電所などのエネルギー基地化は、自然破壊のみならず、住民の伝統的・文化的風土・人間の尊厳を破壊し、地方自治の破壊を伴うものである」とした水俣宣言が採択されました。

この会議の中で、環境会議を天草の苓北の地で開催してはとなり、上記のようにいろいろな取り組みが行われていたので、とんとん拍子に話は進み、第1回会議を翌年に、「石炭火力発電所における環境問題」をテーマに開催することに皆さんが同意し、天草環境会議実行委員会（代表：故原田正純氏）を立ち上げすぐに行動に移し、1984年7月7日～8日にかけて、日本環境会議の後援を受け、反対運動のための会議ではなく、「反対する人も・賛成する人も」専門・学術的な学びの場として、みんなに開かれた会議として開催されました。

第1回会議は、田尻宗昭氏の「九州における海と乱開発」の記念講演で始まり、石炭火電の大気及び重金属汚染、電源開発と電力需要の問題点、開発と環境権訴訟など9テーマについて2日間で1,700名が参加し、

熱い論議が交わされ、石炭火力発電所建設への問題提起として全国的に高い評価を受けました。

40年間の取り組みは多岐にわたり、開催初期は、苓北火電の問題とともに開発とエネルギー問題が中心の会議でしたが、しだいに地域における環境問題が持ち込まれるようになりました。

最初に取り組んだのが熊本県天草市の羊角湾総合開発（羊角湾を締め切り一部を埋立て農地に、残りを淡水化し農業用水にする計画：諫早湾事業と同じ構造）です。羊角湾の埋め立てに漁業者が反対して止まっていたが、漁業補償が解決して事業再開の時期にありました。

第5回会議（1988年）は、会場を天草市河浦に設定して同じような計画があった島根県の中海・長崎県の諫早から講師を呼び、農水省が進める農業総合開発の問題を論議し、さらに88年から89年に渡り2回の現地調査（羊角湾の潜水調査や行政、農業者のヒヤリング、地域に対するアンケート調査）を実施し、調査結果を第6回会議において公表するとともに地域開発について論議し、結果を踏まえ九州農政局長へ事業中止の要請書を提出しました。また、事業再開の動きにあわせて、96年には熊本県知事へ事業の中止と環境保全の陳情書を提出し、97年に農水省は中止を発表しました。



第5回天草環境会議であいさつする原田代表

このほかに、リゾート開発問題は西武ゴルフ場建設問題（撤退）、樋会リゾート開発（マリナだけ建設）、本渡港開発問題と高浜エコアッシュによる埋立（途中でとんずら）、御所浦島の鉄鋼スラグ埋め立て問題（撤退）など、それぞれに時代の課題に沿ったテーマを提起し、楽しい環境会議を合い言葉に開催していましたが、いつの間にか40年もたってしまいました。

特に、夜中まで続く星空野外パーティー（地元の魚をはじめ農畜産物の料理）は参加者から好評でこのために来る人もいたくらいです。同時に、パーティーは人と人との交流を深める大切な役割を果たしました。

最後になりますが、40年も続いたのは、日本環境会議、熊本県総評（今はありません）関係者、熊本学園大学の皆さんのご支援と地元の熱意があったからと感謝申し上げます。一応、天草環境会議は40回で終わりますが、新たな形で継承します。

《追悼》

## 渡辺栄一さんの死を悼む！

NPO法人水俣病協働センター 谷 洋一  
(水俣学研究センター客員研究員)



小児性水俣病患者・渡辺栄一さんが2023年6月15日亡くなった。予期せぬ突然の死だった。

1952年に水俣市湯堂生まれ、5歳で発症。弟、姉、祖母らと原告として一次訴訟に参加、勝訴を勝ち取った。団長だった祖父、渡辺栄蔵さんをはじめ家族ぐるみの闘いだった。

私はその後、栄一さんらが作った若い患者の集まりにも参加し、交流した。判決から2年後、栄一さんが起草した「仕事ばよこせ！人間として生きる道ばつくれ！」というピラがある。

「おら、殺された方がよかった。むかしおふくろがいったことが、いまわかった。こんなことになるなら、一家心中したほうがよかった。・・・働けないのに生きてゆかなくちゃなんないつらさは、働いて仕事してゆくときのくるしみより、ずっとくるしいんだよ。・・・」

彼と共にある若い患者たちの思いを切々と語ったこの文章は、補償金では解決できない患者からの本質的問いかけであったと認識した一文であった。

チッソに「仕事をよこせ」との要求は拒否され、頓挫したが、その後、ご家族を含め、同世代の若い患者

の多くは40代、50代で亡くなっている。栄一さんは多くの苦難を背負いながら、頑張って生きてきた人だった。30代半ばで10回以上も車の運転免許の試験を受け、やっとの思いで免許を取得、母親の病院通いの送迎な



2022年11月アコーディオンを奏でる渡辺氏  
(写真：斎藤靖史氏)

どもしたという。バンダナ姿で奏でるアコーディオン演奏など、趣味も多く、訪問すると「元気やったね」と笑顔で握手を求めてくる栄一さんの笑顔が忘れられない。水俣病

患者としてではなく一人の人間として当たり前前の生活を送りたい、そんな思いを抱いて生きてきた70年間だったのだろう。

水俣病事件の中に生きた一人の青年の想いを再度呼び起こしてくれた彼の死を悼みつつ、彼が提起した問題を改めて考えていきたいと思う。

《研究員紹介》

## マイノリティと対話する社会福祉

熊本学園大学社会福祉学部 西崎 緑  
(水俣学研究センター研究員)



このたび水俣学研究センターの研究員となりました。どうぞよろしくお願いたします。

私の専門は社会福祉学で、人種や出自などによってメインストリームの社会から周縁化され、市民としての地位や権利を与えられないマイノリティに関心を持っています。これまでの研究テーマはアフリカ系アメリカ人と社会福祉史の関係でした。2020年に出版した『ソーシャルワークはマイノリティをどう捉えてきたのか—制度的人種差別とアメリカ社会福祉史』では、ソーシャルワーカーたちにアフリカ系アメリカ人の生活困難の真の理由が見えず、当事者の声を十分に聴くことができなかったのはなぜだったのか、そしてその間にアフリカ系アメリカ人はどのようにして生き延びたのかを書きました。

現在は、黒人問題からアメリカ社会を照射すること以外にも関心を持っています。2013年以来タンザニアとケニアにおけるマサイの状況を知ることになり、サファリ観光を拡大するために、政府が時には暴力的に

マサイを強制移住させていることを発信予定です。アムネスティもこの問題を人権問題として告発しています。経済的利益を国が追求するために、社会的に弱い人々の人権が蹂躪される状況は、根底で水俣とつながっているのではないのでしょうか。生活の糧としてきた環境を奪われ、もともと裕福でなかった人たちがさらに苦境に立たされるという構造は、何も外国に限ったことではありません。日本社会にもいくらか事例があり、九州・沖縄・北海道にそれが多いのは決して偶然ではありませんね。その点は、原田正純先生が看破した通りです。

昨年今年も水俣学研究センターのご好意で、ゼミの学生たちを水俣に連れていくことができました。彼らが、無自覚なマジョリティから脱して、マイノリティと対話できるソーシャルワーカーになるために、どんな刺激を与えればよいのか、水俣学の研究員に加えていただきながら考えたいと思います。

## 今後の予定

## 第18回水俣病事件研究交流集会

開催日時：2024年1月6日（土）

10:00～18:00（9:30受付開始）

会場：エコネットみなまた（水俣市南福寺60）

報告申込：11月15日（水）まで

参加申込：12月20日（水）まで

申込先：〒862-8680 熊本市中央区大江2-5-1

熊本学園大学水俣学研究センター

TEL：096-364-8913

FAX：096-364-5320

Email：minamata@kumagaku.ac.jp

◎詳細は、水俣学研究センターのHPをご覧ください。

## 水俣学研究センター日録

## 7月

- 1日 エコネットみなまた総会（水俣）  
 8-9日 第40回天草環境会議（苓北）  
 11日 熊本県玉名市立玉名中学校講演「記者という職業について」：高峰（玉名）  
 水俣病行政不服検討会（水俣）  
 16日 PFAS学習会・講演：中地（熊本）  
 18日 水俣病行政不服検討会（水俣）  
 19日 第41回定例研究会（大学）  
 25日 熊本県立鹿本高校研修受入れ（芦北・津奈木・水俣）  
 26日 水俣病行政不服口頭審理参与観察（熊本）  
 令和6年度科学研究費助成事業公募要領等学内説明会（大学）  
 みんなの会例会（水俣）

## 8月

- 2日 水俣・熊本みらい基金（つんなう基金）報告会（熊本）  
 ARC自由学校ハイブリッド読書ゼミ「経済成長最優先の陰で放置された公害—公害被害者に経済学はどう向き合うか」：井上（東京）  
 8日 宮崎県弁護士会講演：高峰（宮崎）  
 ちょっと待った風力発電の会運営委員会（水俣）  
 9日 水俣病行政不服検討会（水俣）  
 公害資料館ネットワーク打合せ（オンライン）  
 18日 第21回水俣・芦北地区人権教育研究大会「災害と人権—熊本学園大学避難所の経験から」：井上（津奈木）  
 22日 日本通運研修受入れ（オンライン）  
 24日 熊本日日新聞社 東氏取材受入れ（大学）  
 25日 若かった患者の会（水俣）  
 26日 水俣病研究会（熊本）  
 28日 水俣病資料集編纂委員会（大学）

## お詫びと訂正

水俣学通信73号に下記の誤りがございました。

5 ページ 左側 14行目

（誤）地元が鏡町 →（正）地元が旧竜北町

5 ページ 左側 35行目

（誤）大東化学 →（正）大東肥料

お詫びをして訂正いたします。

- 28日 NDLサーチと「水俣学アーカイブ」の連携開始  
 29日 水俣病行政不服口頭審理参与観察（熊本）  
 鹿児島県弁護士会シンポジウム：高峰（鹿児島）  
 30日 ちょっと待った風力発電打合せ（水俣）  
 31日 NDLサーチと「水俣学アーカイブ」の連携について熊本日日新聞取材受入れ（大学）

## 9月

- 9-10日 日本環境会議東北大会（仙台）  
 12日 行政不服口頭審理検討会（水俣）  
 13日 県立広島大学 志賀氏ら研修受入れ（水俣）  
 14日 くまもと障害者労働センター理事会（熊本）  
 東京大学教育学研究科 佐野氏資料閲覧受入れ（大学）  
 同時代史学会2023年度大会打合せ（オンライン）  
 写真家の眼P J事務局との打合せ（水俣）  
 17日 ちょっと待った風力発電合同会議（水俣）  
 19-20日 宇治・島菌氏ヒヤリング調査受入れ（大学・芦北）  
 21日 水俣学講義1回目「水俣病事件の歴史と現在」：花田（大学）  
 21-24日 韓国緑色病院20周年セミナー（韓国）  
 28日 水俣学講義2回目「不知火海沿岸での奇病を知って、63年が経ち…。」：桑原氏（大学）  
 隔週火曜：健康・医療・福祉相談（水俣）  
 その他：胎児性水俣病世代の被害に関するWG7回、水俣病研究会資料貸し出しと返却受入れ、取材、部落問題、豊島関連、差別禁止法研究会、阪神大震災30周年関連、香害、Tウォッチ、震災アスベスト関連、オリーブ基金、ダイオキシン関係、福島関連など環境問題、全国労働安全衛生センター、エネルギー回収施設等設置事業関連、熊本地震・豪雨に関する調査、取材協力も行いました。

## 編集後記

9月27日、大阪地裁の判決は水俣病に汚染された地域、期間など、実態に即した判決だった。被害を受けた人々の声を信じず、加害者が調査もせず、権力を笠に着た水俣病施策の限界を今後どうするのか。（M・T）

## 水俣学通信

第74号 2023.11.1

編集／熊本学園大学水俣学研究センター 発行人／中地 重晴  
 連絡先／〒862-8680 熊本市中央区大江2-5-1 熊本学園大学水俣学研究センター  
 Tel：096-364-8913（ダイヤルイン） Fax：096-364-5320  
 https://gkbn.kumagaku.ac.jp/minamata E-mail:minamata@kumagaku.ac.jp  
 印刷／ホープ印刷株式会社